

令和3年度（2021年度）小学部及び中学部を置く道立特別支援学校教科用図書選定委員会設置要綱

（令和3年（2021年）6月30日教育長決定）

1 設置

教育庁に、令和3年度（2021年度）小学部及び中学部を置く道立特別支援学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 任務

選定委員会は、小学部及び中学部を置く道立特別支援学校が令和4年度（2022年度）に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を選定し、その結果を教育長に報告する。

3 設置期間

令和3年（2021年）6月30日から令和3年（2021年）8月31日まで

4 委員

（1）人数

10名以内

（2）構成

ア 視覚障がい者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
イ 聴覚障がい者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
ウ 知的障がい者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
エ 肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内
オ 病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の教頭、主幹教諭又は教諭	2名以内

（3）欠格条項

別記の欠格条項に該当する者は委員となることができない。

5 組織

（1）選定委員会に委員長を置く。

（2）委員長は、委員の互選により選出する。

（3）委員長は、会務を総理する。

6 運営

（1）選定委員会は、教育長が招集する。

（2）教科用図書の選定については、令和3年6月11日付け北海道教科用図書選定審議会答申に基づき行うものとする。

（3）この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

7 その他

選定委員会の庶務は、学校教育局義務教育課企画・支援係及び特別支援教育課特別支援教育指導係において行う。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記

小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書選定委員会委員の欠格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、選定委員会委員となることができないものとする。

- 1 教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- 3 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員
- 4 過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者
- 5 教科用図書の採択を行う年の3月31日から遡った4年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者
なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者
 - (2) 発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者
 - (3) 発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者
 - (4) 発行者に訪問や資料提供等を依頼した者
 - (5) 上記（1）から（4）以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者
- 6 上記5の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者